## 経 済 産 業 省

20190412製局第1号 令和元年5月23日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成31年4月12日付け警察庁丙組組企発第141号、警察庁警備局長から平成31年4月12日付け警察庁丙備企発第148号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成31年4月12日付け 外務省告示第126号により、国家公安委員会委員長が平成31年4月12日 付け国家公安委員会告示第18号によりタリバーン関係者等のリストの改正

(別表)を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法)第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも 留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯 罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

る定

。で次

改の平

正表成

前に三

欄よ十

にり一

こ、年

れ改四

に正月

対後 十

応欄二

すに日

る掲

もげ

のる

をそ

掲の

げ 標

て記い部外

な分務

いに大

も二臣

、線 野

れ付太

をし郎

の重は傍河

こを

加た

え規

次五第三つ号六百 の十千十たに十二平外 よ五九三決基七号成務 う号百号定づ号を十省 に 1 八 8 等き、含三告 改一十一に設第む年示 正a九°基立千関外第 す)号 づさ九連務百 るに1寅きれ百の省二 。定へ千、た八告告十 同 各十示示六 **め** 。 三 理理八に第号 、百 事事号関三 れ第九 会会、し百 た = + 決 委 第 、 三 措置こる 議員千国十 第会九際二 日 千 が百連号 対 ○ 二 平 八 合 及 十、百成十安び と三第六三九全平 なっちゃートラ保成 る 2 九七 一及障三 個介百号年び理十 人 a 八 4 及一十一 三第事一 月二会年 び及 団び号二千決外 体第 、十二議務 の二、第二百第省 一千a千日五千告

部二し三に十二示

を 百、百行三百第

と件 な名 る・ リ国 バ際 | 連 ン合 関安 係 全 者保 等 障 を理 指事 定会 す決 る議 件に の基 ーづ 部く を資 改産 正凍 す結 る等 件の 措 置 0) 対

象

改 正 後	第 正 资
(別表)	(別表)
1. ~773. [略]	1. ~773. [同左]
774. ターリク・ギダル・グループ(TGG) (別称: (a)テフリケ・タリ	[号を加える。]
バーン・ターリク・ギダル・グループ (b) TTP・ターリク・ギ	
ダル・グループ (c)テフリーキ・タリバーン・パキスタン・	
ギーダル・グループ (d) TTP・ギーダル・グループ (e) ターリ	
ク・ギーダル・グループ (f)コマンダー・ターリク・アフリ	
ディ・グループ (g)ターリク・アフリディ・グループ (h)タ	
ーリク・ギダル・アフリディ・グループ (1) ジ・エイジアン・	
タイガーズ)	
TARIQ GIDAR GROUP (TGG)	
(طارق گیدڑ گروپ:original script)	
(a. k. a. : (a) TEHRIK-E-TALIBAN-TARIQ GIDAR GROUP (b) TTP-	
TARIQ GIDAR GROUP (c) TEHREEK-I-TALIBAN PAKISTAN GEEDAR	
GROUP (d) TTP GEEDAR GROUP (e) TARIQ GEEDAR GROUP	
(f) COMMANDER TARIQ AFRIDI GROUP (g) TARIQ AFRIDI GROUP	
(h) TARIQ GIDAR AFRIDI GROUP (i) THE ASIAN TIGERS)	
所在地:Afghanistan/Pakistan border region	
国連制裁委員会による指定日:2019年3月22日	
その他の情報:パキスタン・タリバーン運動(591. に指	
定した団体)の分派。2007年、パキスタンの連邦直轄部	
族地域 (FATA) のDarra Adam Khelにおいて結成。同団体に	

対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:

https://www.interpol.int/en/notice/search/une/xxxx

## ○国家公安委員会告示第十八号

三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第 の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国 次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会

平成三十一年四月十二日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ/ISIL(ダーイシュ)と関係を有する法人その他の団体

名称 ターリク・ギダル・グループ (TARIQ GIDAR GROUP (TGG)

(original script:طارق گيوڙ گروپ))

GROUP) バーン・パキスタン・ギーダル・グループ (TEHREEK-I-TALIBAN PAKISTAN GEEDAR GROUP) 別名 (a) テフリケ・タリバーン・ターリク・ギダル・グループ (TEHRIK-E-TALIBAN-TARIQ GIDAR (b)TTP・ターリク・ギダル・グループ (TTP-TARIQ GIDAR GROUP) (c)テフリーキ・タリ (d) TTP

OUP) (f) コマンダー・ターリク・アフリディ・グループ (COMMANDER TARIQ AFRIDI GROUP)

・ギーダル・グループ (TTP GEEDAR GROUP) (e)ターリク・ギーダル・グループ (TARIQ GEEDAR GR

ターリク・アフリディ・グループ (TARIQ AFRIDI GROUP) (h) ターリク・ギダル・アフリディ・グ

ループ (TARIQ GIDAR AFRIDI GROUP) (i)ジ・エイジアン・タイガーズ (THE ASIAN TIGERS)

旧名称 不明

所在地 Afghanistan/Pakistan border region

名簿に記載された年月日 2019年3月22日

名簿記載者公告番号 QE-84

際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:https://www.interpol.int/en の連邦直轄部族地域 /notice/search/une/xxxx その他参考となるべき事項 パキスタン・タリバーン運動 (QE-56) の分派。2007年、パキスタン (FATA) のDarra Adam Khelにおいて結成。同団体に対するインターポール (国